

## 第 6 号 議 案

令 和 3 年 6 月 1 日  
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和3年5月26日付3議事第32号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

### 記

議 案 名	
1	第110号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

# 1 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する 条例

非常勤職員の報酬の支給方法を改めるため、規定の整備を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<b>報酬の支給</b> 第3条第1項	<b>【日額の報酬の支給方法の改正】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 報酬支給日の変更 翌月10日まで ↓ 翌月15日 (15日が日曜日等に当たるときは、15日に最も近い平日。その日が2あるときは、15日より前の日)</li></ul>
<b>施行期日</b> 附則第1項 附則第2項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和4年4月1日</li><li>○ 令和4年4月1日以後に任用する職員に対する報酬から適用し、施行日前に任用した職員に対する報酬については、従前の例による。</li></ul>

3 議事第 3 2 号  
令和 3 年 5 月 2 6 日

東京都人事委員会委員長  
青 山 侑 殿

東京都議会議長  
石 川 良 一  
( 公 印 省 略 )

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 3 年第 2 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 1 0 号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

## 第百十号議案

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十日まで」を「十五日（翌月十五日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、翌月十五日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、翌月十五日より前の日）」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に任用する職員に対する報酬から適用し、同日前に任用した職員に対する報酬については、なお従前の例による。

## （提案理由）

非常勤職員の報酬の支給方法を改める必要がある。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （報酬の支給）</p> <p>第三条 日額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月十五日（翌月十五日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日）をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、翌月十五日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、翌月十五日より前の日）に支給する。</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>第四条から第六条まで（現行のとおり）</p> <p>別表一から別表三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （報酬の支給）</p> <p>第三条 日額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月十日までに支給する。</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第四条から第六条まで（略）</p> <p>別表一から別表三まで（略）</p>